

19川監公第 20 号

平成19年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿 川 隆
同	奥 宮 京 子
同	岩 崎 善 幸
同	宮 原 春 夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 水道局

監査の範囲 平成18年度に契約し、平成19年度に繰り越した工事及び平成19年度に契約した工事で、平成20年3月31日までに完成するもの（工事関連の業務委託を含む）

監査の期間 平成19年8月1日から
平成19年11月22日まで

監査の結果

今回の監査は、水道局が契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事28件、業務委託2件の合計30件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて、書類審査及び現場調査を行った。

また、重点項目として設計及び施工が法令等を遵守して行われているかを主眼に実施した。

その結果、抽出した工事及び業務委託についてはおおむね適正に執行されていた。